

事業所ごとの情報提供 [資料例]

原則として、インターネットの利用による情報提供、少なくとも、事業年度終了後可能な限り速やかに公表が必要です。  
この例を参考に公表をお願いします。

関係者 各位

マージン率等の情報提供

情報提供日：令和 5年 1月31日

事業所名：株式会社山口労働 需給事業所

許可番号：派35-300000

労働者派遣法第23条第5項に規定による情報の提供を下記の通り行います。

|  |                    |   |   |
|--|--------------------|---|---|
| イ  | 派遣労働者の数            | 8人 (令和5年1月31日付け)  | 時点、単位がわかるように  |
| 直近の数が望ましい (直近の「6月1日現在の状況報告」で報告した派遣労働者の数でもよい) |                    |   |   |
| ロ  | 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数 | 3件 (令和3年度派遣先事業所数 (実数))  | 時点、単位がわかるように  |
| 直近の数が望ましい (直近の「事業報告」の派遣先事業所数でもよい)            |                    |   |   |
| ハ  | 労働者派遣に関する料金の額の平均額  | (1人1日(8時間)当たり 全業務平均 少数点以下四捨五入)<br>16,154円 (令和3年度労働者派遣に関する料金の額の平均額)    | 時点がわかるように   |
| 直近の平均額が望ましい (直近の「事業報告」の派遣料金でもよい)             |                    |   |   |
| ニ  | 労働者派遣の賃金の額の平均額     | (1人1日(8時間)当たり 全業務平均 少数点以下四捨五入)<br>10,763円 (令和3年度労働者派遣に関する料金の額の平均額)    | 時点がわかるように   |
| 直近の平均額が望ましい (直近の「事業報告」の賃金の額でもよい)             |                    |   |   |
| ホ  | マージン率              | (労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該派遣労働者に関する料金の額の平均額で除して得た割合) |   |
|  |                    | 33.4%<br>(小数点第一位未満四捨五入)<br>(令和元年度マージン率の平均)                            | <p>マージン率内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>賃金 67%</li> <li>福利厚生費 5%</li> <li>法定福利 10%</li> <li>管理費 3%</li> <li>その他 3%</li> <li>教育訓練費 2%</li> </ul> |

※ 参 考 (マージン率の算出方法)

《派遣元事業所ごとに算出》

(平均額は加重平均。ただし事業報告書を元に算出する場合はこの限りではない。)

前年度の派遣料金の平均額 - 前年度の派遣労働者の賃金の平均額  
(派遣労働者1人1日(8時間)当たり) (派遣労働者1人1日(8時間)当たり)

$$【マージン率】 = \frac{\text{前年度の派遣料金の平均額} - \text{前年度の派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{前年度の派遣料金の平均額}} \times 100$$

(少数第二位四捨五入)

《複数の派遣元事業所が一体的な経営を行っている場合》

その範囲内において上記と同様の方法により算出

※事業報告で報告したすべての業務についても記載することが望ましい

※マージン率について理解しやすいよう教育訓練に要する経費、福利厚生費、社会保険料等の事項についても示すことが望ましい

締結している <当該協定の対象となる派遣労働者の範囲>  
(派遣先で機械技術者の業務に従事する従業員)  
<当該協定の有効期間の終期>  
(令和5年3月31日)

締結していない

派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

○キャリアコンサルティングの相談窓口の連絡先  
相談窓口 派遣元責任者 一ノ坂 光太郎  
連絡先 (083)995-0000

○キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容 【機械技術者】

| キャリアアップ措置の種別 (1 入職時等基礎的訓練、2 職能別訓練、3 職種転換訓練、4 階層別訓練、5 その他の教育訓練) | 具体的な教育訓練         | 対象となる派遣労働者の種別 (1 雇入時・2 派遣中・3 待機中・4 入社○年目 (階層別訓練の場合のみ選択のこと)・5 その他) | 1人当たり年間平均実施時間 |    |     |     | 訓練の方法の別<br>1 OJT<br>2 OFF-JT | 訓練費負担の別<br>1 無償 (実費負担なし)<br>2 無償 (実費負担あり)<br>3 有償 | 賃金支給の別<br>1 有給 (無給部分なし)<br>2 有給 (無給部分あり)<br>3 無給 |
|--|------------------|---|---------------|----|-----|-----|------------------------------|---|--|
|  |                  |   | 具体的な対象労働者     | 人数 | 1年目 | 2年目 |                              |   |  |
| ①  | 1 工場ルール、製品・品質知識  | 1 新規派遣労働者   | 5             | 5  |     |     | 2                            | 1   | 1  |
| ②  | 1 機器操作、溶工具取扱い    | 1 新規派遣労働者   | 5             | 3  |     |     | 2                            | 1   | 1  |
| ③  | 2 マシントラブルシューティング | 1年以上雇用見込みの派遣労働者   | 5             | 8  | 8   | 8   | 1                            | 1   | 1  |
| ④  | 2 パソコン能力研修       | 就業中の全派遣労働者  | 5             | 4  | 4   | 4   | 2                            | 1   | 1  |
| ⑤  | 2 職種に応じた資格取得支援   | 1年以上雇用見込みの派遣労働者   | 5             |    | 8   | 8   | 2                            | 1   | 1  |
| ⑥  | 4 マネジメント研修       | 2年以上雇用見込みの派遣労働者   | 5             |    |     | 6   | 2                            | 1   | 1  |

【金属材料検査従事者】

| キャリアアップ措置の種別 (1 入職時等基礎的訓練、2 職能別訓練、3 職種転換訓練、4 階層別訓練、5 その他の教育訓練) | 具体的な教育訓練        | 対象となる派遣労働者の種別 (1 雇入時・2 派遣中・3 待機中・4 入社○年目 (階層別訓練の場合のみ選択のこと)・5 その他) | 1人当たり年間平均実施時間 |    |     |     | 訓練の方法の別<br>1 OJT<br>2 OFF-JT | 訓練費負担の別<br>1 無償 (実費負担なし)<br>2 無償 (実費負担あり)<br>3 有償 | 賃金支給の別<br>1 有給 (無給部分なし)<br>2 有給 (無給部分あり)<br>3 無給 |
|--|-----------------|---|---------------|----|-----|-----|------------------------------|---|--|
|  |                 |   | 具体的な対象労働者     | 人数 | 1年目 | 2年目 |                              |   |  |
| ①  | 1 工場ルール、製品・品質知識 | 1 新規派遣労働者   | 15            | 5  |     |     | 2                            | 1   | 1  |
| ②  | 1 計測器取扱い・付帯業務   | 1 新規派遣労働者   | 15            | 3  |     |     | 1                            | 1   | 1  |
| ③  | 2 検査員教育         | 就業中の全派遣労働者  | 15            | 8  | 4   | 4   | 2                            | 1   | 1  |
| ④  | 2 パソコン能力研修      | 1年以上雇用見込みの派遣労働者   | 5             | 4  | 2   | 2   | 1                            | 1   | 1  |
| ⑤  | 3 職種に応じた資格取得支援  | 1年以上雇用見込みの派遣労働者   | 5             |    | 8   | 4   | 2                            | 1   | 1  |
| ⑥  | 4 リーダー研修        | 2年以上雇用見込みの派遣労働者   | 5             |    |     | 4   | 2                            | 1   | 1  |

※段階的かつ体系的な教育訓練計画の内容についての情報をインターネットの利用  
その他適切な方法により提供することが許可要件となっています。

(派遣労働者による派遣元事業主の適切な選択等に資すると考えられる事項)

○その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

- ☆雇用安定措置の実績
- ☆福利厚生に関する事項
  - ・社宅費一部会社負担
  - ・通信教育受講費一部負担
  - ・外部機関の運営する福利厚生サービスによる会員割引
- ☆派遣労働者の希望や適性等に応じた派遣先とのマッチング状況等

- 上記提供する情報は、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。  
⇒原則として、インターネットの利用による情報提供が必要です。
- 情報提供は、少なくとも、毎事業年度終了後可能な限り速やかに前年度分の実績を公表する。  
当該事項に変更があったときは、速やかに情報提供することが必要です。
- 「その他の適切な方法」として、例えば、人材サービス総合サイトの活用があり、自社ホームページを有していない場合等に積極的に活用すること。